

市に寄せられた意見等

- 一部損壊世帯への一律支給
- 一部損壊被害があり住宅補修が高額となる高齢の低所得者への支援
現時点での罹災証明の発行状況では、一部損壊は25,804棟と、全発行件数(64,992棟)の39.7%に上る。

- 農地被害世帯への支給
農地被害世帯については未特定。

支援制度

被災農家で構成する「復興組合等」が営業再開に向け、作付けが困難となった農地の復旧作業を行う場合に支援金を支給し、組合が被災農家に活動内容に応じて支払う。

- ・ 水田 10a 当たり 支援単価：35,000円
- ・ 畑 10a 当たり 支援単価：40,000円

- 宅地被害への支給
被害想定世帯数 約2,100世帯

支援制度

敷地に被害が生じ、そのままにしておくと危険なため、その住宅をやむを得ず解体した世帯は、被災者生活再建支援制度で全壊扱いとなり支援金を受けることができる。

支援金の支給額 (参考)

	基礎支援金 A	加算支援金 B	合計 A+B
複数世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
		賃借 50万円	150万円
単身世帯	75万円	建設・購入 150万円	225万円
		補修 75万円	150万円
		賃借 37.5万円	112.5万円

- 死亡者の兄弟姉妹への支給
 - ① 受付4団体及び県に寄せられた義援金はすでに支給対象となっている。
 - ② 新聞等で報道されているように、兄弟姉妹に対する災害弔慰金の支給について、議員立法により国会において審議され成立することがほぼ確実視されている。